

フランスの宗教団体制度の概観

小泉 洋一
(甲南大学)

一 政教分離の下での法人格を有する宗教団体

フランスの非営利社団法人は多様であり、以下のものがある。一九〇一年法結社とも呼ばれる届出非営利社団 (association déclarée)、公益社団 (association reconnue d'utilité publique)、修道会 (congrégation)、宗教社団 (association culturelle)、アルザス・モゼールの社団 (association d'Alsace-Moselle) である。このうち、後述のように宗教団体が公益社団になることはないし、またアルザス・モゼールの社団は政教分離の下での制度ではない。アルザス・モゼールの社団は、一八〇一年のコンコルダに基づく政教関係が存続するアルザス地方およびロレーヌ地方のモゼール県に方法として効力をもつドイツ民法典による社団であつて、この地方の非公認宗教の団体がとる法的形態だからである。したがつて、政教分離制度の下で法人格を有する宗教団体は、①届出非営利社団、②修道会、③宗教社団のいずれかである。本稿ではこれらを概観したい。⁽¹⁾

二 届出非営利社団

届出非営利社団は、非営利社団に関する一般法である一九〇一年の結社法に基づき、設立者が社団所在地のある県の県庁に届出を行うことよつて所定の法律上の能力を伴う法人格を取得したものである。法律は、「利益を配分すること以外の目的」(一九〇一年法一条)を社団の目的とするとともに、違法な目的のために設立された社団等を無効すると定めるだけであり(同法三条)、届出非営利社団の目的を限定していない。そこで、宗教目的の届出非営利社団も許されるし、また宗教活動とともに慈善活動など他の目的をもつ社団も許される。この趣旨は、一九〇七年一月二日の法律が、宗教社団の目的である礼拝をも届出非営利社団により行うことができることを定めることに明示されている。事実、後述のような宗教社団の窮屈さを嫌うイスラム教の教団、およびいわゆるセクトの教団のほとんどはこの法人形態をとる。⁽²⁾

届出非営利社団の設立は容易である。法人格の取得は、社団の名称、目的等を定款に添えて県庁に届け出るだけで足りる。その際には社団は行政庁による事前統制を受けない(同法五条一項二項)。また、社団設立後も組織、運営に関する法的規制はほとんどない。とくに、社団の会計は公的補助金を受けない限り規制を受けない。わずかに、結社法は、所在地の変更等、管理または運営の変更、定款の改正に、県庁への届出が要求するのみである(同法五項、一九〇一年八月一六日のデクレ三条)。その他、社団の法的規制として、社団の司法解散および行政解散の制度を挙げることができる。司法解散は、社団の目的が違法であるため社団が無効となる場合に、裁判所がその社団の解散を宣告するものである(一九〇一年法七条)。これに対し、行政解散は、戦闘および民兵に関する一九三六年一月一〇日の法律に基づき、閣議を経て大統領が発するデクレによる解散である。行政解散となる場合の典型は、社団が街頭での武装デモを扇動する場合である。

このように届出非営利社団が規制を受けない反面、届出非営利社団には法律上の能力の制限が見られる。届出非

営利社団は、訴訟の当事者となる能力のほか、社団の管理と構成員の集会のための不動産、および社団の目的達成に必要な不動産を有償取得、管理する能力を有する(六条一項)。だが、届出非営利社団は、福祉、慈善、科学研究、医学研究のみを目的とする社団を除き(一九八七年改正後の一九〇一法六条二項)、公正証書により合意された生前贈与および遺贈を受領することができない。このように、届出非営利社団は財産の無償取得の能力のない法律上の能力しかもたない。フランスではこのような制限された法律上の能力を「小さい法人格」と呼ぶ。なぜ、このように届出非営利社団の法律上の能力が制限されているかと言えば、それには結社法制定時強かつた「死手」(main morte)への警戒がある。死手とは、結社とくに修道会の所有した、他に譲渡されない財産のことである。結社法制定の頃まで修道会は遺贈により莫大な蓄財をしていたうえに、その資金が一九世紀終わりにカトリックが加担した反共和派の運動に使われた。そこで、結社法の立法者である共和派は死手を警戒し、その結果、立法者は財産の無償取得を非営利社団に認めないことにしたのである。

届出非営利社団の資金源を見ると次のものに限定される。①会費、②補助金——ただし宗教目的の届出非営利社団は補助金を受けることができない^③、③収益活動(activité lucrative)、④手渡し贈与(don manuel)である。このうち、手渡し贈与とは、現金、小切手など有体財産の手渡しによる贈与のことである。結社法が届出非営利社団の受贈を認めなかったにもかかわらず、手渡し贈与の捕捉が困難であったため、届出非営利社団への手渡し贈与は実際上容認されてきた。そのため、一九八七年の結社法の改正により、結社法は届出非営利社団が手渡し贈与を受けることができる旨を明確にしている。

ところで、届出非営利社団は収益活動を行うことが認められるが、その場合、場合によれば、法人税が一般税率で課されるほか、宗教目的の届出非営利社団も本来享受しうる税制上の優遇(付加価値税等の免税)も受けられな

いこともある。これを明らかにした判例として、一九八五年一〇月一四日のコンセイユ・デタ判決がある。これはサイエントロジーの団体の収益への法人税の課税を肯定した判決である。その判決理由は、次のような事実から問題となった団体の営利的性格を認定したことであった。すなわち、①その団体が教義の宣伝の書物等の販売を最大の資金源としたこと、②恒常的に収入超過を追求したこと、③商業広告を行ったこと、⁽⁴⁾がそれである。さらに、届出非営利社団の税制に関して言うと、届出非営利社団と宗教社団との税制面での違いを見ておく必要がある。それは、後述のように宗教社団は寄付金控除の優遇を受けるのに対し、宗教目的の届出非営利社団はこれを受けることができない、ということである。もつとも、確かに公益社団でない単なる届出非営利社団でも慈善、教育、科学研究、人道活動等を行う公益性を有する団体であれば、控除限度額は公益社団より低いが寄付金控除の優遇を受ける可能性がある(租税一般法典二〇〇条二項)。だが、宗教目的の届出非営利社団にはこの恩恵が及ばないことには変わりはない。

なお、届出非営利社団が贈与・遺贈を受領する能力——フランスではこれを「大きな法人格」という——をもつためには、コンセイユ・デタの議を経て首相が発するデクレによる公益性が承認された公益社団になる必要がある。公益社団は、宗教社団と同様に贈与・遺贈を受領することができ、また税制上の優遇を受けることができる。だが、その反面、公益性の承認は、最低三年間届出非営利社団として活動したことが前提要件となることも(一九〇一年法一〇条)、一定の内容を持つ定款を必要とし(結社法施行に関する一九〇一年八月一六日のデクレ一條)、また、公益社団は管理、運営、会計に関して行政庁の厳しい規制、監督に服する。もつとも、経済団体および政治団体と同様に宗教団体に公益性が承認されることはない。⁽⁵⁾

結社法は非営利社団の特別制度として修道会の制度を定める。だが、修道会の概念は法律では明確にされていない。判例および学説は、①修道誓願、②共同生活、③教会が承認する会則、の三要素を充たす結社を修道会と見て⁽⁶⁾いる。これは、ローマカトリックの修道会を前提にしたものであり、事実、修道会は「カトリック教会の二次的機関」⁽⁷⁾とも呼ばれる。

修道会に関する結社法の規定の多くはヴィシー政府下の一九四〇年代の法律で改廃されている。一九〇一年当初の規定は、屈出非営利社団の自由主義的規定とは対照的に、修道会への敵視の発想に立って修道会を厳しく規制するものであった。とくに、修道会の設立を法律による許可に服せしめる規定(旧一三条)および無許可修道会を設立者への処罰規定(旧一六条)には、そうした色彩が濃く見られた。⁽⁸⁾ところで、修道会の事業には、医療、福祉、教育、伝道および瞑想など多様であったが、それ自体は国家を不安にさせるものではありえない。この点からすれば、修道会への敵視を理解しがたいかもしれない。だが、修道会が修道士を全人格的に吸収するためそれは国家から市民を奪うことになること、また修道会が莫大な蓄財をする(死手)といった本来的な修道会への不信があった。そのうえ、とくに第三共和制期にドレフュス事件で見られたように修道会が反共和的な政治姿勢をとったことが、一九〇一年の結社法の修道会敵視条項の背景になった。

修道会の制度は一九四〇年代の改正法により自由化され、今日に至っている。今日では、修道会は、コンセイユ・デタの議を経たデクレによる法的承認(reconnaissance légale)を得ることにより、修道会は法人格を取得し(改正後の一三条)、さらに公益社団に類する法律上の能力および寄付金控除の特権を得ることができる。だが、修道

会には、依然として組織・運営に関しては、公益社団並かあるいはそれ以上の厳しい規制がある(一五条参照)。
 法的承認申請の要件には、公益社団の公益性承認申請と同様のもののほかに、教区司教への服従というものがあ
 る(前述一九〇一年のデクレ一九条、二〇条)。今日、この要件が柔軟に解され、これによりローマカトリック以
 外の伝統的宗教の修道会も承認されている。この結果、一九九六年現在で、非カトリックの修道会として、四つの
 東方正教会系修道会、六つの仏教系修道会、一つのプロテスタントの修道会を数える。だが、セクトの修道会は認
 められていない。⁽⁹⁾

四 宗教社団

1 宗教社団の意義

宗教社団につき政教分離法は次のように定める。宗教社団は、「ある宗教の経費、維持費およびその公的な礼拝
 に必要な費用を供する」ことを目的とする届出非営利社団である(一八条)。また、宗教社団は「ある宗教の礼拝
 を行うことのみを目的」とするものでもある(一九条)。この規定から、信者の集団的な宗教儀式である礼拝(cer-
 emony)の執行を唯一の目的とする届出非営利社団が基本的に宗教社団であることが分かる。

ただし、カトリックの宗教社団——これを司教区社団(association diocésaine)という——は、政教分離法
 に適合するものとされるが、他宗教の宗教社団とは異なる点がある。どの点が異なるかというと、宗教社団が後述
 のように市町村を単位とすることが予定されているのに対し、司教区社団はほぼ県に相当するカトリックの司教区
 を単位としている点である。また、カトリックは礼拝を専ら聖職者の職務と考えたため、司教区社団の目的がカト

リックの経費および維持費に必要な費用を供することも限定されている点も異なっている。こうした司教区社团は、カトリックの政教分離法への抵抗および政府のカトリックとの妥協という歴史的経緯の産物である。

2 宗教社團の目的・組織

政教分離法は宗教社團の制度を結社法の中の届出非営利社團の条項に準拠させている。そのため、宗教社團の設立は県庁への届出のみで足り容易である。またそれとともに、後述のように、宗教社團の法律上の能力も届出非営利社團と同様に制限的なものであった。だが、宗教社團には、政教分離法の定める次のような特別な規制がある(一九条、二二条)。⁽¹⁰⁾①宗教社團の目的は礼拝のみに限定される、②宗教社團には市町村に対応する活動区域の制限がある、③その活動区域に必要な最低構成員数がある、④宗教社團の会計にも規制が及ぶ(財産管理は年一回總會での承認を要する、会計帳簿の備えつけ等)。このように宗教社團はかなりローカルで窮屈な組織である。

宗教社團の窮屈さを最も強く生ぜしめるのは、先に述べた第一点、すなわち宗教社團は礼拝を唯一の目的としなければならぬという点である。これにより、宗教社團は礼拝に関連する事業しか行うことができないのである。このような宗教社團は、わが国において宗教法人が公益事業をも行うことができることと比べてずっと狭い制度である。それでは教団が文化活動、慈善活動など礼拝以外の事業を行う場合にはどうするかと言えば、教団は宗教社團とは別個の非営利社團の設立という方法をとる。すなわち、たとえ礼拝以外の事業が宗教的なもの(例えば宗教的圖書の出版、販売)であっても、教団が宗教社團とは別個に設立した届出非営利社團が主体となってそれを行うのである。しかもこのような場合、教団は、宗教的活動とそうではない事業とを分けて別々に複数の届出非営利社團を設立することが多い。というのは、これにより教団は、後述する宗教社團の有利さを享受し、また非宗教的活動についての届出非営利社團について公的補助金を受けることができるからである。⁽¹¹⁾

なお、宗教団体のローカル性を是正する制度として、宗教団体の連合体 (union) の制度がある。宗教団体の連合体は、各々の地方宗教団体を構成員とする一つの宗教団体であり、加盟する各宗教団体の名称および所在地等を連合体の所在地のある県の県庁に届出をすることで設立することができる。この連合体は地方宗教団体と同等の法律上の能力を有する。そのため、教団はそれに属する宗教団体の利益を図りまたその活動を調整するために連合体の制度を活用している。⁽¹³⁾ だが、この連合体も宗教団体と同じ規制を受けるため、礼拝に関連する活動しか行うことができない。このため宗教団体の連合体も教団には窮屈な制度のようである。フランスのプロテスタントの組織を見ればそれがうかがえる。フランスのプロテスタントには、プロテスタントの各教派が設立したそれぞれの地方宗教団体およびその連合体（例えば「全国改革教会同盟」）があるほか、その各連合体自体およびプロテスタントの信仰に基づき慈善事業等を行う多数の届出団体を構成員とする一九〇一年法結社の連合体として、「フランスプロテスタント連盟」が結成されている。

ところで、目的および組織においてこのように窮屈な宗教団体の制度を政教分離法の立法者が設けたのは、いかなる理由によるのであろうか。筆者の見る限り、これには次の二つの理由がありそうである。①反教権主義、②旧公認宗教の宗教財産の移転、がそれである。前者の反教権主義は政教分離法の思想的背景であり、これは簡潔に言えば教会勢力がさまざまな領域に介入、それを支配するのを嫌う思想、傾向のことである。このような反教権主義により、教会の活動を私的な礼拝の領域にのみ押し込めるようにして制定されたのが、宗教団体の制度であった。宗教団体が礼拝執行のみを目的としたことには反教権主義の色彩が濃いように思われる。また後者の宗教財産の移転とは何か。それ自体は、政教分離法が、政教分離前の公認宗教の公法人の所有した宗教財産を純然たる私法人である届出非営利団体に移転しようとしたことである（三条参照）。そして、この宗教財産の移転が政教分離法の

定める宗教結社制度に影響を及ぼした。それは立法者が宗教財産の移転と同時に次のように考えたからである。その私人は公法人に属した宗教財産を承継するからには組織に何らかの規制が必要だ、とくに会計には公法人並みの規制を及ぼさなければならぬ。このようにして、宗教社団の最低構成員数の制限および会計の規制が導入されたのである。⁽¹³⁾

3 宗教社団の法律上の能力

次に、とくに宗教社団の法律上の能力を見ることにしよう。この点において、政教分離法制定時と今日との変化が著しい。

まず、政教分離法の制定当初、宗教社団が結社法の届出非営利社団の制度を基礎としたため、宗教社団の法律上の能力は基本的に小さな法人格と称されるものであり、法律上の能力での届出非営利社団との差はわずかなものであった。宗教社団は財産を無償取得する能力をもたず、また宗教社団の資金源としては次の三種、①会費、②政教分離法の定める手渡し贈与(礼拝のための寄付、儀式などへの報酬等)、③動産・不動産収入、があつたが、このうち、手渡し贈与を除き一九〇一年法結社と同様であつたからである。もつとも手渡し贈与については事情が異なる。確かに、一九八七年の結社法改正により一九〇一年法結社も手渡し贈与を受けることが明示的に承認されているが、政教分離法制定時にはそれが不明確であつたため、手渡し贈与を受けることができる点において、宗教社団は一般の届出非営利社団よりも優遇されていた。なお、前述の①と②は政教分離法一九条四項に明示されているが、第三の資金源である動産・不動産収入は明示されていない。これは届出非営利社団にも認められている収益事業に属するものであり、具体的には次のようなものがある。動産収入としては、野外バザー、バザー、巡礼旅行などの旅行の収益、図書、書物、カセット、CDおよび食料品等の提供であり、不動産収入とは、当面必要のない所有不

動産の賃料である。⁽¹⁴⁾

だが、宗教社団が財産を無償取得する能力を有しないことは一九四二年の政教分離法改正により改められた。教会に対し好意的姿勢を示したヴィシー政権下での一九四二年法は政教分離法を改正し宗教社団の資金源として明示的に贈与・遺贈を加えた。しかも一九四二年法はヴィシー政権崩壊後も維持された。さらに一九八七年のメセナ振興法による税法改正により、贈与・遺贈の受領を認可された宗教社団は公益社団と同様の税制上の優遇も受けるようになった。このようにして、法律上の能力および税制面の優遇の点で、宗教社団は大きな法人格を有する公益社団に類似したものになった。このことから、もともと基本的には届出非常利社団にすぎなかった宗教社団が、今日、公益社団と同列のものとなったと見るほかない。⁽¹⁵⁾

ところで、宗教社団が贈与・遺贈を受けるためには、贈与・遺贈に家族の異議がない場合その所在地のある県の知事の認可を要する。だが、家族の異議がある場合には、コンセユ・デタの議を経たデクレによる認可が必要となる。後者の場合に認可事務を担当する部局は、内務省の行政総局国土行政政治局団体活動課の下にある中央宗教室 (Bureau central des cultes) である (この部局は修道会の法的承認に関する事務も行う)。この認可に際して県庁または内務省が後見的監督を行う。後見的監督において行政庁は、宗教社団が大きな法人格を受けようとする際に、社団の礼拝専念性など法律の要件を充足しているか、公の秩序に反する活動をしていないかどうか、などをチェックする。そして、その際行政庁は、定款等の書類の審査はもとより団体の活動実態の審査も行う。このため、セクトの教団は宗教社団として県庁に届出をしても、その多くは贈与・遺贈の受領認可の際に宗教社団として認められず、そのため税の優遇措置も受けられない。そして、このような行政実務は判例により承認されている。⁽¹⁶⁾

五 フランスの宗教団体制度の特徴

以上に概観したフランスの宗教団体制度を改めて見ると、次のようないくつかの特徴を指摘できよう。⁽¹⁷⁾

第一に多様性である。わが国と比べフランスの宗教団体制度（宗教法人制度）は多様である。本稿では触れなかった地方の特別制度の存在を考慮すれば、さらに多様である。

第二に、保守性である。修道会は法制定時に存在したカトリックの修道会を前提とし、また宗教社団の制度は旧公認宗教の宗教財産の受け皿として構想されたという点で、これは旧公認宗教のみを想定していた。このようにフランスの宗教団体制度がフランスの伝統的宗教のみを前提とするという意味において、その制度は保守的である。フランスにおいて歴史の浅いユダヤ教などの団体が宗教社団を設立できない、またそうしようとはしないのも、このような保守性を示すものと見ることができよう。

第三に二段階性である。フランスの宗教団体制度は次のように大きく二つの種類がある。一方では、規制を受けない反面法律上の能力が制限され、また税制上の優遇を受けない法人（届出非営利社団）があり、他方で強い規制を受けるが、法律上の能力が制限されず、また税制上の優遇を受ける法人（修道会および宗教社団）がある。⁽¹⁸⁾そして、宗教社団だけに限ると、教団は行政庁に届出を行うだけで前者の届出非営利社団を設立することができるが（第一段階）、教団が後者の利点を享受するためには、行政庁の厳格な審査に耐えることができるようにさまざまな要件——そのなかには教団にとってかなり窮屈を強いるものもある——を満たさなければならぬ（第二段階）。そして修道会を設立するのもこの第二段階に相当する。こう見ると、フランスの宗教団体には二段階があるといえよう。

最後にセクトに関する問題との関連性である。これは宗教団体制度の二段階性が今日セクトの団体への対応に活用されているということである。社会に危険な宗教集団の組織は、届出非営利社団を設立することはできるが、今日の行政実務および判例により、第二段階の修道会または宗教社団としての特典を享受することから排除される。

- (1) これらの制度の詳細は、小泉洋一「フランスの宗教団体制」甲南法学三七卷一・二号(一九九六)一五頁以下を参照。
- (2) Alain Boyer, *Le droit des religions en France*, PUF, 1993, p.88; Jacques Reiller, *Les sectes et l'ordre républicain, Administration*, n° 161, 1993, p.95.
- (3) 礼拝に対する補助金を禁止する政教分離法二条の趣旨から、届出非営利社団であっても、礼拝を目的とするものもとなり、文化活動などにも宗教活動をも目的とする社団は、公的補助金を受けることができない。これを明確した判例として、C.E., 9 octobre 1992, *Communauté de Saint-Louis c/ Association «Shiva Soupramanien de Saint-Louis»*, J.C.P., 1993, II, 22068, p.226, note Antonette Ashworth, 参照; 小泉「フランスにおける宗教組織への補助金禁止」甲南法学三五卷三・四号(一九九五)一四七頁以下。
- (4) C.E., 14 octobre 1985, *Association de l'étude de la nouvelle foi, Revue des arrêts du Conseil d'Etat*, p.284, Cf., Guiliemmidt, *Conclusions, Droit fiscal*, 1986, p.1063, など。この判決以降、サウエンローニーの団体の法人税または付加価値税の納税義務を争った事例は多い。C.C.A. Nantes, *Eglise de scientologie, Droit fiscal*, 1993, p.1477; C.C.A. Paris, 13 mai 1993, *Droit fiscal*, 1994, p.320; C.C.A. Paris, 5 avril 1994, *Bulletin des conclusions fiscales*, juillet 1994, p.1; C.C.A. Lyon, 6 décembre 1994, *Droit fiscal*, 1995, p.981.
- (5) Robert Brichet, *Associations et syndicats*, 6^e édition, Litec, 1992, p.66.
- (6) Cf., Claude-Albert Collard, *Libertés publiques*, 7^e édition, Dalloz, 1989, p.770.
- (7) Jean Carbonnier, *Droit civil I / Les personnes*, PUF, 19^e édition, 1994, p.346.
- (8) 修道会規制の詳細につき参照。徳永千加子「修道会規制法の発展と結社の自由」早稲田政治公法研究三二六号(一九九二)一八五頁以下。
- (9) 以下につき参照。Les sectes en France, Rapport n° 2468, Assemblée Nationale, 1996, p.98.
- (10) 届出非営利社団および修道会の最低構成員数は二名であるのに対し(一九〇一年法一条)、宗教社団の最低構成員数はずっと多い。例え

ば人口二万人の市町村では宗教社団は最低二五名の構成員を要する(政教分離法一九条一項)。

- (11) Magalie Flores-Lonjou, *Associations culturelles*, Delmas, 1996, p.33.
- (12) *Ibid.*, p.28.
- (13) 参照、小泉・前掲注(1)三八頁、四二頁。
- (14) Flores-Lonjou, *op. cit.*, p.48.
- (15) Francis Messner, *Laïcité imaginée et laïcité juridique, Le débat*, n° 77, 1993, p.92.
- (16) 例えに C.E., 21 janvier 1983, *Association Fraternité des serviteurs du monde nouveau, Recueil des arrêts du Conseil d'Etat*, p.18.
この判例も含め参照、大石眞「憲法と宗教制度」(有斐閣、一九九六)二二六頁以下。
- (17) 詳細につき参照、小泉・前掲注(1)五八一六一頁。
- (18) フィリップ・ガストは、フランスの宗教団体を、一方で行政庁に承認された政教分離法の「公認宗教社団」および修道会、他方で他の一九〇一年法結社とに分類する。Philippe Gast, *Les cultes et le droit des associations, Les Petites affiches*, 1996, n° 50, p.39.